

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が行われるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年1月13日変更）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・山野・鈴木・矢部  
直通 03 (6257) 3086  
e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp  
ryuta.matsuura.j2p@cas.go.jp  
daisuke.takahashi.c9z@cas.go.jp  
akihiro.hirose.k7f@cas.go.jp  
takahiro.yamano.k2s@cas.go.jp  
haruto.suzuki.v7a@cas.go.jp  
tomoyuki.yabe.n4v@cas.go.jp

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月 14 日）から 2 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。